

市報

とがまち

編集発行 / 十日町市役所(電話代7-3111) 毎月10日 / 昭和32年6月5日第3種郵便物認可(1部6円)



ふるさとに生きる

みのりの秋を楽しむ

とり入れもようやく終えて、みのりの秋に感謝する農協祭りがこ
としもにぎやかに開かれた——。

稲作技術を紹介する農業技術展、農産物展覧会と即売会、さらに
生活と味コーナーなど多彩な催しものがずらり。

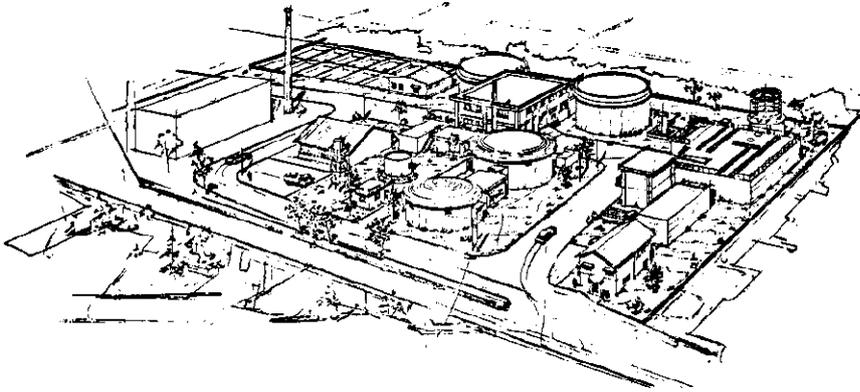
特に、農家が丹精こめた野菜、果物、盆栽等を陳列する展覧会場
が人気を呼び、集まった市民の目を大いに楽しませた。

(11月2・3日 一市農協本所一)

11/**10**
November
□229号□

尿処理場

1日あたり90キロリットル処理をめざす



し尿処理施設完成予想図
増設改造分を含む

昭和三十九年に建設されたし尿処理場は、当時のし尿排せつ量(一人一日一リットル)からすると六万人分を処理する能力を持ち、十日町市のほか、川西町、松代町の住民のし尿を処理してきましたが、処理対象人口の増加と生活様式の改善による浄化槽の普及により、現有施設能力では、処理しきれなくなってきました。
そこで十日町市、川西町衛生施設組合では、日あたり三十キロリットのし尿処理施設を増設。既存の日あたり六十キロリットル処理分とあわせ、日あたり九十キロリットの処理施設で対処し、衛生的で住みよい生活環境をつくりたいとしています。

し尿処理設備を増設

現在のし尿処理場の一次処理設備は、消化方式で日あたり六十キロリットの処理能力を有していますが、このほど、日あたり三十キロリットル処理可能な酸化方式によるし尿処理設備の増設工事を着手。昭和五十一年の二カ年間継続事業で工事を進めることにしています。総工事費二億六千万円。し尿処理施設の増設に伴い特に既存の諸設備を有効に活用しながら、安定した高い浄化率が得られるよう配慮され、ま



池田助役 10月13日
鑑入れする

た臭気、騒音等の二次公害を出さないよう種々の設備がなされています。

二次処理設備

標準活性汚泥方式により、日

飲酒運転しない、させない

飲酒運転追放百日運動

例年秋から年末、年始にかけては飲酒の機会が多く、重大事故が発生する傾向にあります。このため、県交通安全対策連絡協議会、十日町市、市交通安全協会では、今月十一日から明年二月十八日までの百日間を飲酒運転追放、交通事故根絶をめざしてつぎのことを重点に市民総ぐるみの運動を実施します。飲酒運転など絶対しないよう、市民のみならずのご協力をお願いいたします。

家庭の主婦を対象として、飲酒運転に関する意識調査を行い、諸対策の推進に活用します。

広報、教育活動の推進

広報紙、有線放送等を通して、運転者の自覚を促すとともに、全世帯に飲酒運転追放ステッカーを配布し、家庭・地域ぐるみの運動にもりあげる。また、運転者に対する酒類提供、あがり酒等の地域慣習をやめるよう社会教育を徹底する。

氏名公表の実施

期間中飲酒運転違反者及び事故を起こした飲酒運転者の氏名を、市報、地方新聞等で公表するほか、家庭、職場管理者に通報し、事後の指導と管理を図ります。

指導、取り締まりの強化

飲酒運転事故多発路線及び飲食店地域を重点的に取り締まるほか、飲酒運転をしたり、これをほう助した者の責任追求を徹底します。

飲酒運転実態調査の実施

あたり九十キロリットル処理能力のあるものを新設し二次処理では、必要に応じ、少量の薬品を添加し、放流水質をBOD二十PPm、SS四十PPm以下とする装置が完備されます。



コモ織物を手に両市間の友好を誓いあう一行

コモ市物産展を訪問

このほど、姉妹都市イタリア国コモ市のコモ織物物産展が大坂と東京会場で開かれましたが、春日市長ら一行17名は、東京会場にコモ経済使節団を訪問、「十日町市とコモ市の経済文化の交流と友好」を誓いあいました。

大腿四頭筋短縮症の巡回相談を実施

新潟県衛生部は、大腿四頭筋短縮症の巡回相談を実施します。(期日未定) つぎの症状の見られる方は、市役所保健課(七三二一)へご連絡ください。子供でころびやすく、正座できない、びっこをひく等の症状

「市展」力作ぞろい

去る十月十日から三日間、市美術展が市民会館で開かれ、二百八十六点の力作に大勢の市民が芸術の秋を楽しみました。また、今春結成された市民吹奏楽団は、目の覚めるような制服で市中華レイドし、市展に花を添えました。

最後のチャンスです!!

未納保険料の特例納付期限まであと1か月……



**保険料の納め忘れは
ありませんか。**

国民年金では、受給資格期間
といて、一定期間以上保険料
を納めないで老齢年金を受ける
ことができません。皆さんのな
かで、長期間未納のある方、ま
た納め忘れのある方は、この機
会に納入し、「自分の老後」をガ
ツチリ保障しておきましょう。

保険料 一ヵ月九百円
納付期限 昭和五十年十二月
末日まで



国民年金で幸せな暮らしを

市内南鐘坂で農業を営む齊木寅治・ミツさん夫妻は、国の年金制度が老後の生活を保障してくれることを喜んでおられるご一家です。今日も元気に仕事に動んでいます。……。

国民年金は、被保険者が保険料を納め、国が相応分の負担をして年金を支給する制度(拠出年金)と、制度が始まったとき、すでに高齢に達していた人、身体障害であった人などに支給する福祉年金(無拠出制)とがあります。

サラリーマンの奥さん、あなたも加入を

国民年金に任意加入制度があるのをご存知ですか？

国民年金は、農業や商工業などの自営業や自由業の人を対象とした制度ですが、サラリーマンの奥さんにも加入できる任意加入の道があります。

これに加入しますと、老齢年金だけでなく、万一障害者になつたときや、ご主人が亡くなつたときなど、まさかのときなどに年金が支給され、生活の安定

受ける年金がこんなに違う

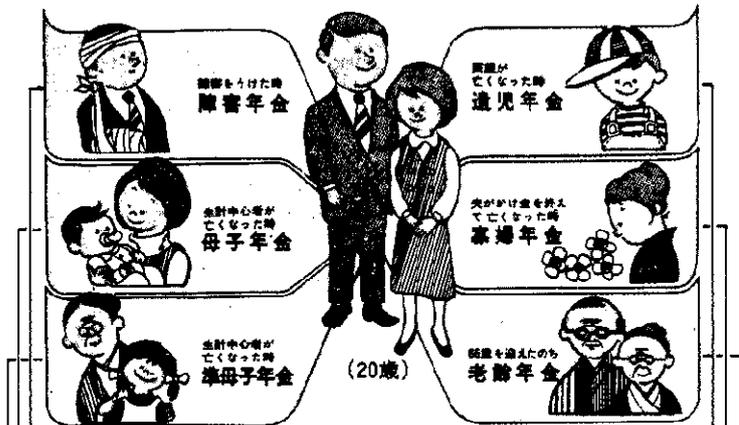
(夫が厚生年金加入の場合)

年金の支給を受ける理由	国民年金に加入しない場合	国民年金に加入した場合
年をとったとき	夫の老齢年金の加給分	老齢年金 + 老齢加給分
老齢年金をうけていたとき	遺族年金	老齢年金 + 遺族年金
身・心の障害たとき	なし	障害年金
夫が死亡しているとき	遺族年金	母子年金 + 遺族年金
夫が死亡していないとき	遺族年金	遺族年金
両親が子供を亡くしたとき	遺族年金	遺児年金 + 遺族年金
奥さんが亡くなったとき	なし	死亡一時金

を認めることができ、大変有利です。国民年金の保険料は、月千

百円(明年四月から千四百円)ですが、より高い年金を受けた人は、月四百円の付加保険料を納めることができます。

国民年金に加入すれば



[受けられる人と年金額]

※病気やケガで重い障害者となつたとき
1級 424,500円
2級 339,600円

※ご主人を亡くし、18歳以下の子供と暮らしているお母さんに、子供1人のときは 339,600円

※一家の働き手である人を亡くし、18歳以下の孫や弟、妹と暮らしているおばあさんや、お姉さんに、孫や弟、妹が1人のときは 339,600円

※父母が共に亡くなって残された子供に、子供が1人のときは339,600円

※老齢年金を受ける資格のある主人を亡くし、そのごときまで10年以上婚姻関係がある奥さんに、主人の老齢年金の半額

※25年以上(昭和5年4月1日以前に生まれた人は、年齢に応じ10年~24年までに短縮)保険料を納めた人に、25年納付のとき 339,600円

繰上げ請求する時の年齢	支給される率
六十歳以上六十歳未満	五八%
六十一歳以上六十二歳未満	六二%
六十三歳以上六十四歳未満	七二%
六十五歳以上六十六歳未満	八〇%
六十七歳以上六十八歳未満	八五%
六十九歳以上七十歳未満	八九%

年金の支給開始は、原則的には六十五歳からですが、希望することによって、繰り上げて受けることができます。しかし、その場合別表のとおり生涯減額されたままの年金を受けることになりま



ひとまわり大きくなった 国民年金

国民年金制度ができて、今年で十六年目になります。この間、国民年金は、着実に育てられ、年々その内容は改善されています。ことしも、国民年金法が改正され、年金がまた一段と大きくなりました。

市内では、自分で育てた「実り」を手にするお年寄りが千五百五十三人。無拠出の福祉年金受給者が三千二十四人になります。

独立して行く子供や、インフレで目減りする預貯金に代って老後の生活を支えるのは、いよいよ年金になってきます。年金を支えに、しあわせな老後を設計しましょう。

物価スライド二・八パーセント

拠出制の年金額は、物価スライドにより、九月分から前年比二・八パーセントアップが決まりました。したがって、年金受給者は十一月支給分から引き上げられた額を手にできます。

なお、五年年金、再開五年年金は、十月分から、さらに十五万六千円（月額一万二千円）に引き上げられます。「保険料を年金発足当時は、保険料を積み立てていても、自分が年金を受ける頃には値うちがどのくらい下がるのか」という不安の声がありました。しかし、年金は、物価スライド制がとられていますし、生活水準に見合った政策改定が行われるので、こうした心配はいわげです。

種別	改正前(年額)	改正後(年額)
老齢福祉年金	90,000円	144,000円
障害福祉年金	1級	135,600円
	2級	90,000円
母子福祉年金	117,600円	187,200円
遺母子福祉年金	117,600円	187,200円
老齢特別給付金	66,000円	108,000円

一拠に六十パーセントの増

無拠出で受けられる福祉年金は、十月分から一挙に六十パーセントの増額が決まりました。

年金の増額と同時に、恩給や厚生年金などの併給限度額も十六万円から、二十四万円に引き上げられました。

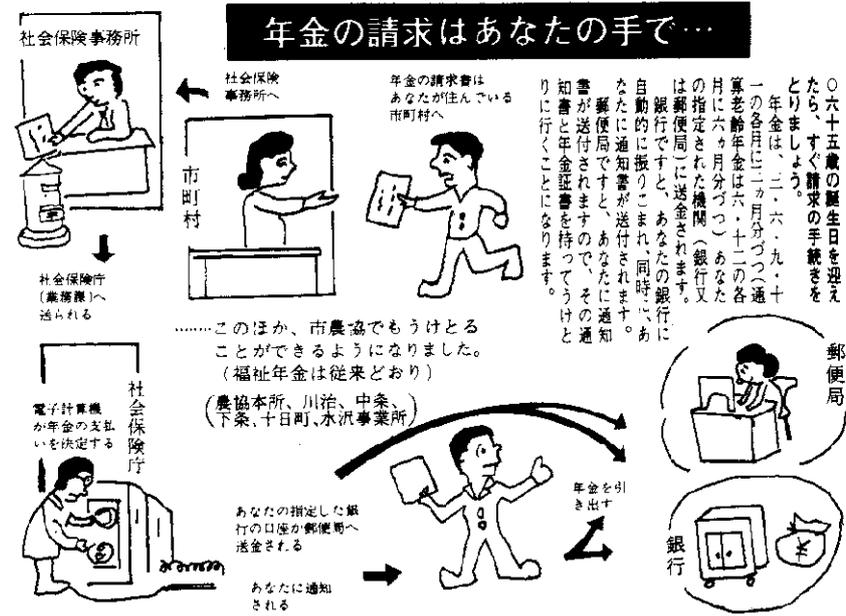
また、所得制限も五月から、大幅にゆるめられています。いままで、支給制限を受けていて、これらの改正によって、新たに年金に該当すると思われる



る場合には、市民課国民年金係にお申し出ください。

年金種別等	改正前(年額)	改正後(年額)	
老齢年金	高年齢者 10年年金	174,150円	212,250円
	高年齢者 5年年金	111,456円	135,840円
	一般(25年年金)	278,640円	339,600円
	一般と付加年金(25年年金)	338,640円	399,600円
障害年金	1級	348,300円	424,500円
	2級	278,640円	339,600円
母子・遺母子年金	子等1人	278,640円	339,600円
	子等2人	288,240円	349,200円
有期年金の最低保障額	90,000円	144,000円	

年金の請求はあなたの手で……



○六十五歳の誕生日を迎えたら、すぐ請求の手続きをとりましょう。

年金は、二・六・九・十の各月に二か月分づつ(通算老齢年金は六・十二の各月に六か月分づつ)あなたの指定された機関(銀行又は郵便局)に送金されます。

銀行ですと、あなたの銀行に自動的に振り込まれ、同時に、あなたに通知書が送付されます。郵便局ですと、あなたに通知書が送付されますので、その通知書と年金証書を持ってうけとりに行くことになります。

……このほか、市農協でもうけることができるようになりました。(福祉年金は従来どおり)

(農協本所、川治、中条、下条、十日町、水沢事業所)

年金手帳や被保険者証は大切に

いままでは、国民年金、厚生年金、船員保険などは、それぞれ年金手帳や被保険者証が交付されていましたが、このたび三制度共通の様式による年金手帳に改められました。この手帳には、三制度における加入者の記号番号が記入され、その人の一生を通じて使用されます。この手帳は、将来年金をうけるときの、証拠となるものですから、大切に保管してください。

なお、すでに交付されている手帳は、そのまま使用することになります。



親族の場合を除き、候補者等が選挙区内の人達の出産、入学、卒業、就職などのお祝いに、お金や品物をおくることは禁止されました。

心がけよう きれいな選挙 公職選挙法を一部改正

政治活動用文書 図画掲示の制限

公職の候補者及び公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む）は、政治活動のためにその氏名または氏名が類推されるような事項を表示する文書、図画、及び後援団体が政治活動のためにその名称を表示する文書、図画については、次に掲げるもの以外は選挙運動用の文書、図画とみなされ、掲示することが禁止されます。

■公職の候補者等または後援団体の政治活動のための事務所に掲示する立札、看板の類（選挙の種類ごとに定められた数）
本県の場合、衆院選十、参院選（地方区）十六、知事選十、県議選六、市議・市長選六の総数の範囲内で一事務所ごとに二枚まで。規格は縦百五十センチ、横四十センチ以内のもので、その選挙を管理する選挙管理委員会の定める表示をしなければ掲示できない。

■ベニヤ板、プラスチック板を用いて掲示する以外のポスター

このほど、公職選挙法の一部改正が行われ、これは最近における選挙の実情にかんがみ、その公正の確保ときれいな選挙の実現を目的として、改正されたものです。

市選管と明るい選挙推進協議会は、この改正にもなう「おくらない、もらわない、もとめない」の三原則を守るよう市民に呼びかけていますが、今月は、この改正内容のあらましをお知らせします。

公職の候補者等 寄付の禁止

公職の候補者等は、つぎに掲げる場合を除き、時期や名目のいかんを問わず、選挙区内の人に寄付することが禁止されます。

一、親族（六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族）に寄付する場合。

二、政党その他の政治団体等に寄付する場合（ただし一定期間は禁止されません）

三、選挙区内で行う講習会その他の政治教育のための集会（一定期間を除く）の必要やむを得ない実費を補償（参加者のための必要最小限の旅費、弁当代等）する場合。また、公職の候補者等が役員や構成員となつている会社や団体等が、その氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄付することも同様に禁止されます。従つて親族に対する場合を除き、冠婚葬祭、近所つきあい等通常一般の社交として行われる寄付、例えば花輪、供花、香典、祝儀なども禁止されます。また、何人も、公職の候補者等に対して、寄付を

■政治活動のための演説会、講演会、研修会等の集會場での開催中使用するもの。

■確認団体が、選挙期間中に認められる政治活動のために使用することが出来るもの。



三ない運動を展開

市選管及び明るい選挙推進協議会は去る10月22日、市街地の目抜き通りで「おくらない、もらわない、もとめない」の三ない運動について、市民の協力を求めました。

供託金はおよそ 三倍に

そのほかの改正事項はつぎのとおりです。

▽衆議院の議員定数が二十人増えて五百十一人となります。

▽供託金は、各選挙を通じておよそ三倍に増額されます。

▽衆議院、参議院選挙で、一定数の選挙運動用ビラ（選挙に届けて二種類以内で、選管が交付する証紙をはったもの）を新聞折り込みなどの方法で頒布することが出来ます。

▽衆議院選挙、参議院選挙において、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスター、ビラ

の作成について、供託物が没収されない場合に限り、一定額の範囲内で無料となります。

▽選挙運動用通常選挙の使用枚数が増加されます。

▽衆議院総選挙、参議院通常選挙において、確認団体が行う政策広告を一定の制限のもとに四回に限り、無料で行うことができます。

▽選挙運動費用の支出制限額が増額されます。

▽選挙に関する報道、評論を掲載した一般紙誌及び確認団体の届け出機関紙誌の頒布等の制限が改められます。

そのほか、くわしいことは、市選管事務局（番七三二―一番）へお問い合わせください。

消費生活講座を開設

市では、消費者の安全と利益を守るため、消費者協会を設立し、消費生活の向上を図ることを目的に去る七月十日新潟県消費者協会十日町支部を結成、このほど消費者協会を对象に、このとおりの消費生活講座を開設しました。会員達は現在百五名ですが、これらの活動を通じて、消費生活の基本となる知識の修得、資源の節約等積極的にすすめています。

ところ 市民会館
 新潟県消費者協会十日町支部(藤田支部長)は、消費者協会を募集しています。



市内在住の方ならどなたでも結構です。希望者は、会費五百円を添え市役所商工課までお申し込みください。

「衣服の知識」について熱心に学習する会員たち 10/25



かたがひ消費者の...
 新潟県消費者協会十日町支部(藤田支部長)は、消費者協会を募集しています。

11月の休日救急医
16日 山口 医療センター
23日 池田 医療センター
24日 中条 病院
30日 富田 医療センター

ご利用ください

国税局相談官がつかのとおりの税務相談に応じます。税金(国税)の苦情や相談などお気軽にご利用ください。

とき 十一月二十一日午前十一時から午後三時まで

ところ 十日町市役所 市民相談室

在宅身障者に福祉手当を支給

昭和五十年十月から、在宅重度障害者に福祉手当が支給されます。該当者は、印鑑及び戸籍謄本等の代金二百円を持参のうえ市社会福祉事務所においてください。

とき 十一月二十三日(日)午前十一時から午後四時まで
 ところ 市民会館

食卓を豊かにする料理展を開催

調理師会十日町支部では、合理的な調理技術の普及と食生活改善をはかることを目的に、このとおりの「食卓を豊かにする料理展」を開催します。当日は、山菜の即売、中華料理の実演も行ないますので、多数おいでください。



ください。なお、身障、療育、障害福祉年金手帳のある方は持参ください。

支給要件
 ○身体(精神)に重度の障害をもち、日常生活に常時介護を要する日本人。

○在宅の重度障害者で他の制度による給付を受けていない方(障害福祉年金、特別児童扶養手当は併給可能)。

寄付ありがとうございます

社会福祉事業寄付金
 △市農協海洋博団一行...六千円
 △上村成之助(員ノ川)香典返し...十万円
 △宮沢正平(西寺町)香典返し...二十万円
 △匿名...千五百円
 △高山体育協会...二万円
 △関口商店(老人ホームへ)...菓子四万円相当
 △竹内銀風(山本四)...四万円

通行止めのお知らせ

十一月十五日から十二月十五日まで、千手トンネル付近は、道路工事のため、全面通行止めとなります。迂回路は、大型車輛を除き、小泉回りとなります。(大型車は茶橋回り)なお迂回路は三十分程度制限されます。

菅村氏に勲五等

このほど、恒例の秋の叙勲が行なわれ、本市では、菅村新蔵氏(西寺町)が勲五等双光旭日章を受章しました。菅村氏は、長年消防関係に貢献した功績によるもの。

石坂賢次氏が知事表彰

去る三日、県知事表彰が行なわれ、本市では、石坂賢次氏(春

新たにのお知らせ版発行

市民とのパイプを充実
 市では、十一月から「市報お知らせ版」を毎月発行(型式は、B5版四頁八頁二十五日発行)します。

いままでは、毎月十日発行の「市報」と回覧文書等によって、お知らせしてききましたが、回覧文書等を極力無くなる方向で、市役所行政事務調査改善委員会等で検討した結果、今後、市民向け文書は原則として、現在の「市報」と新規の「お知らせ版」に編集、整理し発行することによって、市民とのパイプをさらに充実。市民に迅速にしかもわかり易くP・Rすると共に市政事務嘱託員事務の繁雑さを軽減しようというものです。

早期配布にご協力を

「市報」「市報お知らせ版」の内容は、日時を伴うものが多くあります。おおむね発行日から五日間(郵送、配布期間)の余裕をみていますが、早期配布等のご協力をお願いします。